



令和 7 年 11 月号



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

代表
便り

初の女性総理！？

皆さん、こんにちは。本当に暑い日が続いています。(10月8日執筆)

さて、タイトルの通り高市早苗さんが、自民党初の女性総裁となりました。私としては、小泉さんがなんとなく当選するのかな～思っていたのですが、見事に予想が外れました。とはいえ、特に自民党員でもないで、それはそれで新しい風が吹くのかなと期待しています。

高市早苗さんの総裁選公約のうち、税金に関するものは以下の通りです。

- ・ガソリン税と軽油引取税の暫定税率を廃止し、地方財源も確保します。
- ・年収の壁の引上げ等「働く意欲を阻害しない」制度を整備します。
- ・中低所得者層の負担を軽減し、給与収入に応じて手取りが増えるようにするため、給付付き税額控除の制度設計に着手します。
- ・コスト高から中小企業・小規模事業者を守り、賃上げと設備投資を可能にする環境整備をします。そのために3年間税制・補助金等の施策を総動員します。下請取引を更に適正化します。
- ・スタートアップ減税を恒久化、「ラボから市場へ」のプロセスを強化します。

このうち、特に私達の業界に影響しそうなものが、年収の壁引き上げと給付付き税額控除でしょうか。給付付き税額控除は、最近良く言われておりますが、税理士の立場からすると、またよくわからない物を考え出したな(笑)。という感想です。

税額控除の代表的なものにいわゆる「住宅ローン控除」があります。借入金残高の0.7%の税額控除であり、3,000万円のローン残高があれば21万円の控除があります。ただ実際には21万円の所得税を支払っている方は少数で、引ききれないので所得税0円ということになる場合がほとんどです。(所得税25万円→4万円の納税、所得税5万円→納税0円となります。)

なので、高額納税者ほど有利といった次第です。

今の想定では、給付付き税額控除は4万円位とのことですので、この場合ですと、5万円納税の方は、4万円引ききって1万円の納税、1万円の納税の方は、1万円引き、3万円引けないので、その3万円分給付しますという仕組み。

いや一面倒くさいですね。年末調整や会社の事務負担が増えそうです。

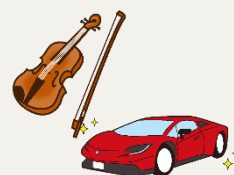
それなら普通に全員4万円の給付で良いのじゃないかと思うのは、私だけでしょうか。

本店
便り

減価償却すべき資産？できない資産？

文責：亀田

減価償却と言えば、資産を管理する上で外せないルールですが、その中に、「時の経過によりその価値が減少しないことが明らかな資産については減価償却できない」というものがあります。通常は美術品などが当てはまることの多いルールですが、時折、このルールをめぐって大きな金額の申告漏れを指摘されたというニュースを耳にします。



有名なのは、コンサートホールを運営する法人が購入した超高級バイオリン・ストラディバリウスを減価償却して申告したところ、税務署に「これは減価償却できない」と指摘され、数億円の追徴課税が発生したケースです。

<次のページへ続く>

＜前のページからの続き＞

通常、バイオリン等の楽器は減価償却できる資産です。これは、使用や時間経過により劣化し、価値が下がるからです。また、このストラディバリウスは観賞用として置いていた訳ではなく、実際に楽器として使用していたものです。しかし、作成から約 300 年も経っているバイオリンは希少価値があり、骨とう品と言えるものであるため、実際に使用していようと時の経過で価値が下がるものではないと結論付けられました。

逆に、減価償却すべきとされたケースもあります。個人で所有する超高級車フェラーリ 4 台を、購入時と同程度の価格で売却した際に、約 20 年も昔のモデルで希少価値があるので骨とう品と同じようなものと考えて減価償却はせず、譲渡益を計算していたところ、税務署に「個人所有のレジャー用の車両は、売却時には減価償却をして譲渡益を計算しなくてはならない」と指摘されたものです。減価償却をすると価値がかなり低くなるため、売却額との差額が大きくなり、その差額が利益とされてしまうため、多額の追徴課税が発生したケースです。この個人の方は、上述のストラディバリウスの例を持ち出して、希少価値のある骨とう品は減価償却ができないと主張したようですが、希少価値があっても 20 年程度では「骨とう」といえるほどの期間にわたり高い価値を維持しているとは言えないと結論付けられました。

では何年経てば「時の経過によりその価値が減少しないことが明らか」と言えるのかですが、これについて税法上は明確な規定はありません。一般には 100 年経ってからがアンティーク、と言われることもあります。税務上は歴史的価値や希少性等をケースバイケースで考える必要があります。

インター
店
便り

おっことぬし様〜🍷

文責：大脇

こんにちは🍷 暦では冬の始まりとなりますが、執筆時点では(10月10日)衣替えのタイミングも悩み中です。4 日前には気温が正午過ぎに 30℃を超えて今年 98 日目の真夏日になったニュースを見ました。本当に今年の夏は暑かった。人間もですが稲も暑さにクタクタ…何とか収穫の時期を迎えられてほっとしています。

ただ、ほっとするのも束の間😓 戦う相手は天候だけではないのです。隣の田んぼは猪にやられていました💧 うちも対策をしたとはいえ万全ではありません。しかも、近所にてクマの目撃情報も！！ぬおおおお〜！！



【被害に遭ったお隣の田んぼ】

さて、代表便りでも触れていますが、先日自民党の総裁選挙が行われ、高市早前経済安全保障担当大臣が決選投票の末に第 29 代の総裁に選出されましたね。同党議員に対し「馬車馬のように働いてもらう。私自身もワーク・ライフ・バランスという言葉は捨てる」という発言がありましたが、労働基準法としては「働き方（労働日数・時間等）」において、2026 年には改正法が成立し 2027 年 4 月から施行される見通しとなっています。今回の労基法改正で企業が影響を受けるのは、主に以下の 7 項目です。

- ① 連続勤務の上限規制
- ② 法定休日の明確な特定義務
- ③ 勤務間インターバル制度の義務化
- ④ 有給休暇時の賃金算定における通常賃金方式の原則化ルールの明確化
- ⑤ つながらない権利に関するガイドラインの策定
- ⑥ 副業・兼業者の割増賃金算定における労働時間通算ルールの見直し
- ⑦ 法定労働時間週 44 時間の特例措置の廃止

現時点では「改正予定」ではありますが、成立した場合、企業の実務に大きな影響を与えます。就業規則や雇用契約書の見直しが必要になる可能性だけではなく、勤怠・給与システム改修の検討や従業員説明・教育体制の整備が求められる可能性もあります。成立すれば約 40 年ぶりの大改正となる労働基準法。決まり次第、詳細をお伝えできたらと思います。

経営
情報

外国人労働者における配偶者控除及び扶養控除の適用について

文責：恩田

近年、外国人労働者が多く見られることや、弊社の顧問先のお客様でも外国人技能実習生や特定技能外国人の雇用がだんだんと増えてきていることから、今回は年末調整・確定申告に向けて、外国人労働者を雇用しているもしくは国外に居住している親族がいる方に関係してくる「国外居住親族に係る配偶者控除及び扶養控除」についてご紹介いたします。

国外に居住している親族への仕送りがある場合、
 «図表 1»の資料を給与支払者へ提出、個人事業主ご自身の場合は確定申告書へ添付するなど、一定の条件を満たすと扶養控除等を受けることができます。

①親族関係書類：国外居住者とあなたが親族であることが分かる書類

(例) 戸籍の附票の写しなど日本国又は地方公共団体が発行した書類及び非居住者である親族の旅券（パスポート）の写しや外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類などと、それらの日本語に翻訳された書類

②送金関係書類：その年において国外居住者である親族へ仕送りをしたことを明らかにする書類

(例) 金融機関が発行する外国送金依頼書等の書類や、外国人労働者が契約し、国外居住者の親族が使用しているクレジットカード会社が発行する利用明細書など

③38 万円送金書類：国外居住者である親族への仕送りが年間 38 万円以上であることを明らかにする書類

ただし、所得税法上における「親族」は、民法の規定による親族（6 親等内の血族、配偶者、3 親等内の姻族）とされるため、事実婚の場合は配偶者控除が適用できません。

また、雇用している外国人労働者が技能実習生や留学生である場合は、«図表 2»のように日本と母国の租税条約により、外国人労働者本人の所得税や住民税が軽減される場合があります。該当の方がいらっしゃいましたら各担当者までご相談ください。

【参考】

- ・国税庁 “非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける方へ”
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0022009-107_01.pdf
- ・OTIT 外国人技能実習機構 “税金の免除に関するお知らせ”
<https://www.otit.go.jp/upload/docs/200925-1.pdf>

«図表 1»

«扶養控除に係る確認書類»

非居住者である親族の年齢等の区分	扶養控除等申告書の提出時に必要な書類	年末調整時に必要な書類
16 歳以上 30 歳未満又は 70 歳以上	「親族関係書類」	「送金関係書類」
30 歳以上 70 歳未満	① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者	「親族関係書類」及び「留学ビザ等書類」
	② 障害者	「親族関係書類」
	③ あなたからその年において生活費又は教育費に充てるための支払を 38 万円以上受けている者	「親族関係書類」
	（上記①～③以外の者）	「38 万円送金書類」
		（扶養控除の対象外）

«配偶者控除、配偶者特別控除、特定親族特別控除又は障害者控除に係る確認書類»

適用を受けようとする控除	扶養控除等申告書の提出時に必要な書類	年末調整時に必要な書類
配偶者控除、配偶者特別控除	「親族関係書類」 ※ 源泉控除対象配偶者に該当する場合のみ控除可	「親族関係書類」及び「送金関係書類」(注2)
特定親族特別控除(注1)	「親族関係書類」 ※ 源泉控除対象親族に該当する場合のみ控除可	「親族関係書類」及び「送金関係書類」(注2)
障害者控除	「親族関係書類」	「送金関係書類」

(注) 1 「特定親族特別控除」は、令和7年分以後の所得税について適用されます。なお、令和7年分の所得税については、令和7年12月に行う年末調整時に適用されます。
 2 年末調整の際、配偶者控除等申告書又は特定親族特別控除申告書の提出時に、これらの確認書類を提出又は提示する必要があります。

«図表 2»

税金の免除に関するお知らせ

技能実習生は、原則として、賃金から所得税（国税）と住民税（地方税）を天引きされますが、出身国と日本国との間で租税条約が締結されている場合は、これらの税が免除されることがあります。

- 租税条約による所得税の免除を受けようとする場合
 租税条約に関する届出書（様式8）（添付書類を含みます。）を賃金の支払者（実習実施者）を経由して税務署に提出する必要があります。詳しくは、国税庁のホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。
- 租税条約による住民税の免除を受けようとする場合
 租税条約に関する届出書などを地方公共団体に提出する必要があります。詳しくは、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

(参考) 租税条約の概要

国名	租税条約の概要
ベトナム	原則どおり課税
中国	生計、教育又は訓練のために受け取る給付又は所得は免税
フィリピン	年間1500米ドルを超えないものは免税（3年間に限り）（所得税に限る。）
インドネシア	年間60万円を超えないものは免税（5年間に限り）
タイ	5年を超えない期間内の実習に係る所得は免税（その所得が生計及び教育に必要な収入を構成する場合に限る）（所得税に限る。）
スリランカ	年間36万円を超えないものは免税（所得税に限る。）

※1 ミャンマー、カンボジア、モンゴル及びラオス等とは、租税条約を締結していません。
 ※2 この租税条約の概要は、技能実習生に係る在留外国人が多い国について、国内の実習実施者から支払われる賃金の課税関係の概要を記載したものです。

行楽 日記

久しぶりに一人で遠出

文責：鳥居

7月某日、久しぶりに一人で遠出をしてきました。

行先はセントレアに隣接する愛知県国際展示場。目的はコンサート参戦。誰のコンサートかといいますと、我らがアイドル香取慎吾くん！お茶の間ファンを30年やっておりますが、コンサートは今回が初参戦なのです。チケットの一般発売の抽選に応募したら、見事当選！嬉しい！



そして当日。

会場に着いたらすごい人！人数もさることながら、みなさんのパワーがすごい！

お揃いの緑のスカートををはき、ツアーTシャツをキラキラにデコって写真を撮っている方達。浴衣を着流している方達。みなさん思い思いに楽しんでいる様子が伝わってきます。推しがいるって素敵！

私はというと、そわそわと開演30分前に入場。席を確認したらステージからだいぶ遠いです。見えるかなあ。そわそわ。そわそわ。落ち着きなく待っていると、オープニングの音楽が映像とともに流れ始め、会場内が一気にステージへ集中したのがわかります。

みんなの期待がどんどん膨れ上がってはじけた瞬間、大歓声！みんなの視線の先には豆粒みたいな慎吾ちゃん！でもいる。そこにいる。画面越しじゃない。そこに本物の香取慎吾がいる！びっくりしすぎて少しの間硬直してしまいました。でも、慣れてきたらみなさんと一緒に大盛り上がり！

楽しかった！香取慎吾くん最高！歌もダンスもおしゃべりも、何もかも楽しかった！ステージの上の彼は輝くダイヤのよう。すべてにおいて最高のショーでした！

慎吾くんには元気を、ファンの方たちには勇気をもらってきました！

11月の税務

- ・個人事業税の納付（第2期分）納付期限…11月中において各自治体の条例で定める日
- ・所得税の予定納税額の減額申請申請期限…11月17日(月)
- ・所得税の予定納税額の納付（第2期分）納付期限…12月1日(月)
- ・9月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税）、
3月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）申告期限…12月1日(月)

臨時休業のお知らせ

11月3日(月・祝)～5日(水) ※11月2日(日)～5日(水)の4日間が連休となります。

11月6日(木)より通常営業致します。

皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

無料経営相談につきまして

代表税理士・三上の無料経営相談を随時実施いたしております。

日程を調整いたしますので、ご希望のかたはお気軽に担当者までご連絡ください！

三上税理士法人

- 本店 〒486-0914 愛知県春日井市若草通 4-92
TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039
- 春日井インター店 〒487-0023 愛知県春日井市不二ガ丘 1-38-2
TEL:0568-29-9211 / FAX:0568-29-9212
- ◆共通メールアドレス mikami@taxer.info